

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育、芸術、文化、スポーツ、産業、福祉等に関する事業の適正な振興を図るため、高浜市(以下「市」という。)の共催、協賛、後援及び推薦の名義(以下「後援名義等」という。)の使用承認について、必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 市が行う共催、協賛、後援及び推薦(以下「後援等」という。)の区分は、次のとおりとする。

- (1) 共催 市が市民文化等の向上を図るため当該事業を奨励することができ、かつ、主催者の一員として当該事業の企画及び実施に原則として参画することが適当と認められるもの
- (2) 協賛 市が企画及び実施に直接参画しないが、公共的団体が実施する事業で、共催に準じて取り扱うことが適当と認めるもの
- (3) 後援 市が市民文化等の向上を図るため当該事業を奨励することができるもの
- (4) 推薦 市が映画、演劇等の作品及びその内容について奨励することができるもの

(使用承認の基準)

第3条 後援名義等の使用承認の対象となる事業は、市民の教育、芸術、文化、スポーツ、産業、福祉等の振興に寄与し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 目的が明確なものであること。
 - (2) 市民の教養を高め、文化若しくはスポーツの向上又は市政の推進に資するものであること。
 - (3) 事業への参加の機会が市民一般に開放されるものであること。
 - (4) 開催地が市内であること。ただし、市長が適当と認めるものを除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援名義等の使用を承認しないものとする。
- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があるもの
 - (2) 営利又は商業宣伝のみを目的とするもの
 - (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 参加者から費用等を徴収する場合において、徴収の額及び目的が不適正又は不明確なもの
 - (5) 代表者、役員等の責任体制が不明確で事業の確実な遂行が見込めないもの又は事業内容に見合う経済的な裏付けがないもの

- (6) その他後援等を行うことが不適当と認められるもの

(使用の申請)

第4条 後援名義等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として、当該事業開催日の1月前までに、後援名義等使用承認申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、省略することができる。

- (1) 事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業を主催する団体等の定款、規約、沿革その他団体の概要がわかる書類
- (3) 事業に係る収支予算書等、利益がないことを証明できる書類
- (4) ポスター、チラシ等の印刷物に後援名義等を使用する場合は、その原稿又は過去における印刷物

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、後援名義等の使用を承認することとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

2 市長は、前項の規定により後援名義等の使用を承認したときは、速やかにその承認の内容及びこれに条件を付けた場合にはその条件を後援名義等使用承認通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請内容を審査し、不適当と認めるときは、後援名義等の使用を承認しないこととし、後援名義等使用不承認通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(使用承認後の内容変更等)

第6条 前条第1項の規定により後援名義等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、当該承認を受けた申請の内容を変更する場合には、後援名義等使用変更承認申請書(様式第4)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により後援名義等の使用を承認した事業について、事業実施前に当該事業が第3条第2項各号のいずれかに該当すると認めたときは、その承認を取り消し、後援名義等使用承認取消通知書(様式第5)により使用者に通知するものとする。

2 市は、前項の規定により後援名義等の使用承認を取り消された者がこれによって受けた損失について、その補償の責めを負わない。

3 市は、第1項の規定により承認を取り消した場合又は事業実施後に当該事業が第3条第2項各号のいずれかに該当する事実を発見した場合は、原則として、以後、当該団体等に対する後援等を行わない。

(経費負担)

第8条 市は、後援及び推薦の名義の使用を承認する場合においては、原則として、当該事業に係る経費を負担しないものとする。

(事業終了後の報告)

第9条 市は、後援名義等の使用承認を受けて事業を実施した者に対し、事業終了後、事業完了報告書(様式第6)の提出を求めることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

高浜市長

印

後援名義等使用承認通知書

年 月 日付けにて申請のありました
の 名義の使用については、承認します。

つきましては、次のことにご留意いただきますようお願いいたします。

- 1 申請内容に変更を生じた場合は、直ちにその変更事項について連絡してください。
- 2 後援名義等の使用承認後に本件関係印刷物（ポスター・チラシ・その他関係資料）を作成したときは、これらのものを提出してください。
- 3 後援名義等の使用に際し、申請内容と実際とに相違があった場合又は後援等の事業としてふさわしくない行為のあった場合は直ちに承認は取り消され、今後一切の後援等はいたしません。
- 4 事業終了後に、事業完了報告書を提出してください。

様式第 3 （第 5 条関係）

第 年 月 日 号

様

高浜市長 印

後援名義等使用不承認通知書

年 月 日付けにて申請のありました
の 名義の使用については、下記の理由により不承認とします。

記

理由

様式第 4 （第 6 条関係）

年 月 日

（宛先） 高浜市長

住所（所在地）

団体等名

代 表 者 印

電話番号

後援名義等使用変更承認申請書

年 月 日付け第 号で承認を受けた 名義の使用
について、下記のとおり申請内容に変更がありますので報告いたします。

記

変更前	変更後

様式第 5 （第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

高浜市長 印

後援名義等使用承認取消通知書

年 月 日付け第 号で 名義の使用を承認いたしましたが、下記の理由により承認を取り消しますので通知します。

つきましては、すでに後援名義等を使用したポスター・チラシ・はがき等がある場合は必ず回収し、市民等に混乱を生じさせないようにしてください。

記

理由

